

病性検定使用料・手数料一覧（2019年10月～）

着色部分が10月から変わりました
(単位：円)

法令等	種 目	金額	摘要例等
家畜保健衛生所 条例・同施行規 則	器具機械使用料	620	(原則) 利用施設毎
	保冷保管庫使用料	600	死亡牛BSE検査に係る使用の場合
	病理解剖検査	3,530	剖検
	鏡検	770	白血球数計測、塗沫標本観察等
	一般培養	1,020	選択培地での培養等
	特殊培養	3,050	菌種同定、嫌気培養等
	一般血清反応検査	780	ツベルクリン検査、急速凝集反応検査等
	特殊血清反応検査	3,060	試験管凝集反応法、CF、HI等
	病理組織学的検査	1,800	組織検査
	一般理化学的検査	1,290	Ht、TP、尿定性試験等
	特殊理化学的検査	2,830	PCR法、ムクロマト法、ELISA等
	特殊遺伝子学的検査	5,770	リアルタイムPCR法
	総合病性検定	6,560	病性究明のための総合的な検査
	特殊血清・遺伝子学的検査	3,800	牛の3ネ病検査(抗体検査+必要に応じて糞便検査)
	証明書	500	(原則) 1頭1通当たり
	特定診断(往復100km未満)	5,680	家畜保健衛生所以外の場所での診断等
	特定診断(往復100km以上)	12,490	同上
	焼却	24,730	死亡牛BSE検査に係る焼却の場合

※ 手数料及び使用料(保冷保管庫使用料を除く)は、「北海道収入証紙」で納めてください。

※ 証明書と証明書以外の検査手数料は、別々の申請様式になりますので、
北海道収入証紙を購入の際はご注意ください。